

## 豊中市安心生活創造事業実施要綱

### (目的)

第1条 この事業は、要援護者を支援するため、生活課題の把握や、インフォーマルサービスの担い手の育成などを行い、地域全体で見守る体制づくりを進めるとともに、地域とのつながりが希薄化している者などを支援するため、気軽に集うことのできる居場所づくりや自己肯定感などを回復するための社会貢献活動を通じた支援を行うことにより、誰もが住み慣れた町で安心して暮らすことのできるまちづくりを実現することを目的とする。

### (実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、豊中市（以下「市」という。）とする。ただし、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等に事業の全部又は一部を委託できるものとする。

### (事業の種別)

第3条 事業の種別は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 社会参加支援事業
- (2) 抜け漏れのない実態把握事業
- (3) その他、事業の目的を達成するために必要な事業

### (社会参加支援事業)

第4条 社会参加支援事業は、家に閉じこもりがちな者、社会とのつながりが希薄化している者などへ、安心・安全な居場所の提供を行うとともに、特技や特性を活かしたボランティア、その他社会貢献活動を通じて、自己肯定感等の回復や社会とのつながりを再興するとともに、地域への参加を促進することを目的とした次に掲げる事業を実施する。

- (1) 利用者が気軽に利用できる安心・安全な居場所の運営に関する事業
- (2) 利用者が社会性、自主性、創造性及び自己肯定感の回復を通じて豊かな人間性を育むため、さまざまな体験・交流・ボランティア活動などを行う事業
- (3) その他、利用者が地域の中で安心して暮らしていくことのできる地域づくりの推進に関する事業

2 この事業の対象者は、以下に掲げる者とする。

- (1) おおむね65歳未満の者であって市内に居住する者
- (2) なんらかの事由により、家に閉じこもり、または引きこもるなどし、社会とのつながりが希薄化している者

3 この事業は、東豊中地域福祉活動支援センター内またはその他必要な場所で行うものとする。

4 この事業の実施にあたっては、市長または受託事業者が運営規則を定め、これに基づいて行うものとする。

- 5 受託事業者が前項に掲げる運営規則を設置又は改正しようとする場合は、市長の承認を得なければならない。
- 6 この事業を利用しようとする者またはその家族等は、「豊中市社会参加支援事業利用開始申込書」に必要事項を記載し、市長または事業の運営を委託する場合にあっては、受託事業者に提出するものとする。
- 7 市長は、前項の提出内容により、適否を審査のうえ、「豊中市社会参加支援事業利用決定・不決定通知書」により、通知するものとする。
- 8 市長は、前項に定める通知を受けて利用を開始した者（以下「利用者」という。）が次の各号に該当するときは、この事業を終了し、「豊中市社会参加支援事業利用終了通知書」により利用者に通知するものとする。
  - ア) 利用を中止したい旨の申し出があったとき
  - イ) 市内に居住しなくなったとき
  - ウ) 当該居場所の秩序を乱し、または人に迷惑を及ぼすおそれのあるとき
  - エ) その他、市長が必要でないと思えたとき

#### （抜け漏れのない実態把握事業）

第5条 抜け漏れのない実態把握事業は、公的サービスやインフォーマルサービスを利用していない者、または対象でない者等、制度の狭間の地域住民に対して、公民協働による見守り活動等を通じ、抜け漏れのないよう迅速かつ的確に生活課題等の実態を把握する事業を実施する。

- 2 この事業の対象者は、以下に掲げる者とする。
  - （1）市内に居住する75歳に達したひとり暮らし高齢者で介護保険の未利用者。  
ただし、この事業の実施により既に実態把握した者は除く。
- 3 事業実施者は、前項に掲げる対象者のニーズの把握のためにアンケートやその他必要な調査によりニーズの把握を行うものとする。
- 4 事業実施者は、前項の調査を分析・精査するとともに、必要に応じてサービスへつなぐなど必要な措置を講じるものとする。

#### （市内連絡会議）

第6条 市は、この事業にかかる円滑な市内の連絡体制の構築を図るため、安心生活創造事業市内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置することができる。

- 2 前項の連絡会議には、必要により関係者の出席を求めることができる。

#### （事業推進委員会の設置）

第7条 市が事業の全部又は一部を委託する場合において、この事業を適切に推進するため必要と認めるときは、受託事業者に事業推進委員会（以下「委員会」という。）を設置することができる。

- 2 受託事業者は、委員会の設置を行うにあたっては、事前に市と協議しなければならない。

(関係機関との連携)

第8条 市長および受託事業者は、この事業の実施にあたり、地域福祉団体や民間事業者と連携を密にするとともに、他の医療・保健・介護・福祉サービスとの総合的・効果的な運営に努めるものとする。

(人権尊重と守秘義務)

第9条 この事業に従事する者または協力を行う者は、常に人権尊重の視点を持ち、業務を通じて知り得た個人情報その他の情報を正当な理由なく漏らしてはならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。